媒介契約書の委任事項に基づき

固定資産評価証明書を交付申請される方へのお願い

なりすましなどによる証明書等の不正な交付申請を防止し、納税者の個人情報を保護するため、媒介契約書の特約事項に基づき証明書等を交付申請する場合には、下記の留意事項を必ずお守りください。

記

- 1 媒介契約書の原本を御提示ください。
- 2 媒介契約書に証明書の取得または課税台帳の閲覧の委任に関する特約事項が明記されていない場合は、証明書の発行や課税台帳の閲覧はできません。別途委任状を提出してください。
- 3 媒介契約書に係る受任者が法人で、その従業員が交付申請する場合は、本人確認書類 (運転免許証等)に加えて従業員証(名刺は不可)の提示が必要です。
- 4 媒介契約書の有効期間内のものに限り受付できます。契約期間が更新されている場合は、その旨を約した書類が必要です。
- 5 媒介契約を締結した依頼者の住所・氏名が、登録されている住所・氏名と異なる場合は、 住所移転の経緯や氏名変更が確認できる書類(住民票・戸籍謄本等)の提示が必要です。
- 6 所有者が亡くなり媒介契約を締結した依頼者が相続人である場合は、依頼者が所有者 の相続人であることが分かる書類(戸籍謄本等)及び所有者の死亡の事実が確認できる書 類(除籍謄本等)の提示が必要です。

北本市